

# 「職業的専門家としての正当な注意」 概念の確立

——米国における1978年から1997年までの史的分析——

川 端 千 暁

## 目 次

1. はじめに
2. 合理的基礎と監査リスク・アプローチの展開
3. SASにおける合理的保証と職業的懐疑心の受容
4. AU230による「職業的専門家としての正当な注意」概念の  
確立
5. おわりに

## 1. はじめに

職業的専門家としての正当な注意（due professional care）は、監査人の注意義務を監査基準設定主体側から定めた概念であり、その具体的な規範は監査基準として規定される。Cohen 委員会報告書として知られる監査人の責任委員会（the Commission on Auditor's Responsibilities, 以下、CAR）が公表した CAR（1978）は、当時の米国における不正に対する監査人の責任に関して監査基準の不備を識別し、合理的保証（reasonable assurance）と職業的懐疑心（professional skepticism）という重要な概念を提示した点で画期的なものであった。しかしながら、1977年に公表された米国監査基準書（Statements on Auditing Standards：以下、SAS）第16号では、不正に対する責

任が監査人にあることは示されたものの、これらの重要な2つの概念は採用されなかった(川端 2021)。

これらの合理的保証と職業的懐疑心の概念は、本稿でも紹介するように、1997年に公表されたSAS第82号付録BのAU230「監査業務における職業的専門家としての正当な注意」の下に下位の概念として位置づけられる(石田 1998)。それまでのSAS第1号のAU230は、職業的専門家としての正当な注意を4パラグラフほどの簡素な概念として記述していたが、SAS第82号では、職業的懐疑心と合理的保証を加えた13パラグラフに増加した構成により説明している。したがって、同基準書が職業的専門家としての正当な注意を2つの重要な下位概念から構成される概念として再解釈したことは、監査人の注意義務の史的展開の中で重要な意味を持つといえる。

しかしながら、先行研究においては、職業的専門家としての正当な注意概念の意味内容およびその下位概念との関係について必ずしも明らかにされてこなかった。したがって、本稿の目的は、1978年のCAR(1978)の公表後から1997年のSAS第82号の公表までの過程を分析することにより、これらの職業的専門家としての正当な注意概念の意味内容を明らかにすることにある。同期間は、米国の監査人の責任の発展過程において、監査人の注意義務の確立期として位置づけることができる。

本稿では、再解釈の背景を説明するために、まず合理的保証概念と密接に関係する合理的基礎(reasonable basis)概念および監査リスク・アプローチの展開を検討し(第2節)、(中立的)職業的懐疑心と合理的保証概念が再び登場したTreadway委員会報告書およびSAS第53号について検討する(第3節)。さらに、SAS第82号およびその背景となったPOB特別報告書について検討する(第4節)。最後に、小括として同期間に起きた変化を概観する(第5節)。

## 2. 合理的基礎と監査リスク・アプローチの展開

### 2-1 SAS 第31号における「合理的基礎」概念

本節では、監査人の注意義務について検討する上で重要な概念である合理的基礎概念と監査リスク・アプローチの展開について説明する。SAS 第31号「監査証拠」は1980年に公表された。同監査基準書により、SAS 第1号のAU330「監査証拠」が改訂されることとなった。この基準の最大の変更点は、アサーション（監査命題）の概念が導入されたことであった。

監査人の責任と重要な関係をもつ合理的基礎の概念は、監査証拠の充分性に関する箇所以下のように説明された。

「独立監査人の目的は、監査意見を形成するための合理的基礎を提供するために十分かつ適切な監査証拠 (evidential matter) を入手することである。情報に裏付けられた監査意見 (informed opinion) を支えるために必要な監査証拠の量と種類は、監査人が特定の状況を慎重に検討した後、専門的判断を行って決定する事項である。ほとんどの場合、監査人は、確信的 (convincing) というよりは説得的な (persuasive) 証拠に依拠する必要があると考える。財務諸表における個々の主張、ならびに（財務諸表が全体として一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して財政状態、経営成績及び財政状態の変動を表示しているという）全体的な命題の両方は、経験豊富な監査人であっても、監査対象の財務諸表のすべての側面についてあらゆる疑いを超えて確信することがほとんどないような性質のものである。」（19項、強調は筆者による）

SAS 第31号は、監査の限界を強調して合理的基礎を説明し、監査証拠の入手方法と専門的判断を精緻化した。次項で説明するように、この監査人

の限界を示した合理的基礎概念は、SAS 第39号において、サンプリングの観点からより精緻化されることになる。

## 2-2 SAS 第39号における「不確実性」概念

SAS 第39号「試査」は、1981年に公表された。これにより、SAS 第1号 AU320A「統計的サンプリングと一般に認められた監査基準の関係」および AU330B「監査における統計的サンプリングの信頼性と予測」が改訂された。SAS 第39号は、運用評価手続 (compliance tests) と実証手続 (substantive tests) において実施されるサンプリングについて、1972年に公表された監査手続書 (Statements on Auditing Procedure : 以下, SAP) 第54号よりも具体的な指針を提供している (石原 1998, 29頁)。

SAS 第39号では、監査人の意見に含まれる不確実性について以下のよう

に説明した。

「一定の不確実性 (uncertainty) の程度は、実施基準の第三基準の『合理的基礎』の概念に潜在的に含まれている。不確実性を受け入れる正当化は、データ全ての検査に要する費用や時間の要因間の関係から生じるとともに、データのサンプルを検査することによる結果を基礎として間違った結果が生じる可能性から生まれる。もし、それらの要因が不確実性の許容を正当化しなかった場合、代替的な方法は、全てのデータを検査することだけである。このようなことは、ほとんどの場合、サンプリングの基礎的な概念は、監査実践においてよく確立されている。」(7項、強調は筆者による)

SAS 第39号では、監査サンプリングの論理展開の中で、取引および残高の個別項目のテストにおける過誤採択リスクと、その他の監査手続から得

られる監査上の信頼性を説明している。この監査リスクモデルは、現在世界各国で展開されている監査リスクモデルの原型として理解することができる（石原 1998, 31頁）。

SAS 第39号は、この監査リスクモデルを(1)式のように定式化している（付録4項）。URは究極的リスク、ICは統制リスク、ARは分析的手続についてのリスク、TDは実証手続についての発見リスクを示している<sup>1)</sup>。

$$UR = IC \times AR \times TD \quad (1)$$

これを展開すると以下の(2)式を得る（付録4項）。

$$TD = \frac{UR}{(IC \times AR)} \quad (2)$$

ここで、右辺の式から算定された（許容される）実証手続についての発見リスクTDは、サンプルサイズ（sample size）に影響を与える要因であり、（許容可能な）実証手続についての発見リスクTDが低ければ低いほど、サンプルサイズを高める必要がある（SAS 第39号の表1を参照）。なぜなら

---

1) より詳細には、URは監査人がすべての監査手続を完了した後に、勘定残高または取引種類の虚偽が発見されないままの可能性のある維持すべき究極的リスク（allowable Ultimate Risk that monetary errors might remain undetected in the account balance or class of transactions after the auditor has completed all audit procedures）を表し、ICは虚偽があるにもかかわらず、内部会計統制システムがその虚偽を発見できないリスクについての監査人の評価（auditor's assessment of the risk that, given that errors, the system of Internal accounting Control fails to detect them）を表す。また、ARは分析的手続およびその他の関連する実証手続が、虚偽を発見できないリスクについての監査人の評価（auditor's assessment of the risk that Analytical Review procedures and other relevant substantive tests would fail to detect errors）を表し、TDは個別項目に対する実証手続における過誤採択の許容可能なりスク（allowable risk of incorrect acceptance for the substantive Test of Details）を表す（4項）。

ば、実証手続におけるサンプルサイズは実証手続についての発見リスク TD を変動させるからである。

SAS 第39号は、新たに究極的リスク UR という概念を用いて監査人の意見が持つ不確実性を説明し、その不確実性が合理的基礎という概念に含まれていることを示した。つまり監査人は、究極的リスク UR を一定の水準に抑えるために、所与の統制リスク IC と分析的手続についてのリスク AR を評価し、(許容可能な)実証手続についての発見リスク TD を決定する。したがって、SAS 第39号は、前項で示した合理的基礎の概念について試査の観点から、より精緻化したと考えられる。さらに、この SAS 第31号および第39号における合理的基礎は、次項で説明する SAS 第47号を経て、SAS 第53号において「合理的保証」の概念として継受されることとなる。

### 2-3 SAS 第47号

SAS 第47号「監査実施時の監査リスクと重要性」は、1983年に公表された。石原(1998)は、この基準書は、監査人が行う監査意見形成の基本構造に概念的な新展開をもたらしたものとして理解する必要がある、としている。なぜならば、SAS 第47号では、監査人が財務諸表の適切性に関して表明する監査意見に伴う不確実性を、SAS 第39号の究極的リスクに代えて監査リスクという新たな概念で認識するとともに、監査リスクの水準が合理的に低い水準に統制されるような監査計画の立案と監査業務の実施を監査人に要求したからである(33頁)。

監査基準第47号が示す監査リスク・アプローチは、以下のような(3)式で示すことができる。

$$AR = IR \times CR \times DR \quad (3)$$

ここで、ARは監査リスク（Audit Risk）、IRは固有リスク（Inherent Risk）、CRは統制リスク（Control Risk）、DRは発見リスク（Detection Risk）を表す<sup>2)</sup>。固有リスクIRと統制リスクCRは結合して、重要な虚偽表示リスク（Risk of Material Misstatement：以下、RMM）として表すこともできる<sup>3)</sup>。これを変形すると、発見リスクDRを以下の(4)式のように示すことができる。

$$DR = \frac{AR}{(IR \times CR)} \quad (4)$$

SAS第47号は、(4)式のように導かれた（許容可能な）発見リスクDRの水準を低く抑えるためには、(a)より効果的な監査手続を選択する、(b)貸借対照表日のより近くで監査手続を実施する、または(c)特定の監査手続の範囲を拡大することを要求している（第17項）。つまり、SAS第47号は、SAS第39号のような単なるサンプリングリスクとサンプルサイズの関係

- 
- 2) 監査リスクARとは、監査人が意図せずに重要な虚偽表示のある財務諸表に対する意見を適切に修正できないリスクであり（第2項）、固有リスクIRとは、ある勘定残高または取引種類について、関連する内部会計統制が存在しない場合に、（他の勘定残高または取引種類の虚偽表示と合算して）重要となりうる虚偽表示の可能性を指す（第20項）。また、統制リスクCRとは、ある勘定残高または取引の種類に発生しうる虚偽表示で、（他の勘定残高または取引の種類のみと合算して）重要になる虚偽表示が、内部会計統制システムにより適時に防止・検出されないリスクをいい（第20項）、発見リスクDRとは、監査手続によって、（他の勘定残高や取引種類の虚偽表示と合算して）重要でありうる勘定残高や取引種類の虚偽表示が、実際には存在するにもかかわらず、存在しないと結論づけてしまうリスクをいう（第20項）。
- 3) 実際にはSAS第47号において、重要な虚偽表示リスクRMMの定義を必ずしも示していないが、（固有リスクIRと統制リスクCRから構成される）特定の勘定や取引種類に（他の勘定や取引種類の虚偽表示を合算した場合に）財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある虚偽表示が含まれているリスクを説明しており（20項）、これは現在の監査基準における重要な虚偽表示リスクにほかならない。

ではなく、(他の要因も含んだ) 発見リスクと監査努力の関係に概念を拡張している。

この意味で、SAS 第47号は、合理的保証を導く先駆的な概念を提供しているといえる。SAS 第47号は、監査人の責任の限界の下での監査証拠の入手方法について、試査の観点を取り入れた SAS 第39号から、監査リスク・アプローチを取り入れ、より精緻化したと考えられる。

#### 2-4 ベイズの定理と監査リスク・アプローチ

前項で説明した SAS 第47号の監査リスク・アプローチは、ベイズの定理を基礎としていると考えられる。ここでは、その意義を明確に理解するために数値例を用いて検討したい。本数値例では、同一の監査人が被監査会社に対して(シミュレーションとして)何度も繰り返して監査業務を行う。被監査会社には、特定の財務諸表項目に重要な虚偽表示が存在すること以外は全く同一の2種類の被監査会社が存在する。本シミュレーションでは、監査人に対して2種類の被監査会社をランダムに割り当てるが、ある被監査会社に対して監査を行うと、監査人はその監査業務についての記憶を完全に失い、新たに割り当てられた被監査会社に対して監査業務を実施する。

同じ監査人が同じ被監査会社に対して同じ監査努力を払ったとしても、監査の結果にバラツキが生じる。なぜならば前項までで説明したように、監査には様々な要因が存在するため(例えば監査範囲の選択)、監査人が正しい結論を導くかどうかには不確実性が生じるからである。図表1は、監査業務を100回シミュレーションしたとして得られた結果を示している。監査を実施していないときに、ある財務諸表項目の状態が適正な場合( $T$ )は50回で、不適正な場合( $F$ )は50回である。したがって、虚偽表示リスクは50% ( $P(F) = 50/100$ ) である。



図表1 数値例

		財務諸表項目の状態		合計
		適正 (T)	不適正 (F)	
監査人の結論	適正 ( $\hat{T}$ )	38回 (成功)	2回 (第2種の過誤)	40回
	不適正 ( $\hat{F}$ )	12回 (第1種の過誤)	48回 (成功)	60回
合計		50回	50回	100回

出所：筆者作成

本数値例によれば、監査を実施した後、財務諸表項目の状態が不適正なときに（50回）、監査人が（正しく）不適正だという結論を得る場合は48回であり、（誤って）適正だという結論を得る場合は2回である。したがって、発見リスク DR は 4% ( $P(\hat{T}|F) = 2/50$ ) と計算できる。

さらに、監査人が得た結論が適正である場合に（40回）、財務諸表項目が（実際に）適正である場合は38回であり、財務諸表項目が不適正である場合は2回である。したがって、監査リスク AR は 5% ( $P(\hat{T}|T) = 2/40$ ) である。ここで監査リスク AR は保証水準の補数と考えると、保証水準は 95% (1-5%) である。

以上のような関係を数式で表すと (5) 式のようにになる。

$$AR = \frac{DR \times RMM}{P(T \cap \hat{T}) + P(F \cap \hat{T})} \quad (5)$$

ここで、左辺の分母は  $P(\hat{T})$  を全確率の公式 (Law of Total Probability) で分解したものである。またこの分母は  $\hat{T}$  に依存しないので、比例記号  $\propto$  を利用して (6) 式のように書き直すことができる<sup>4)</sup>。

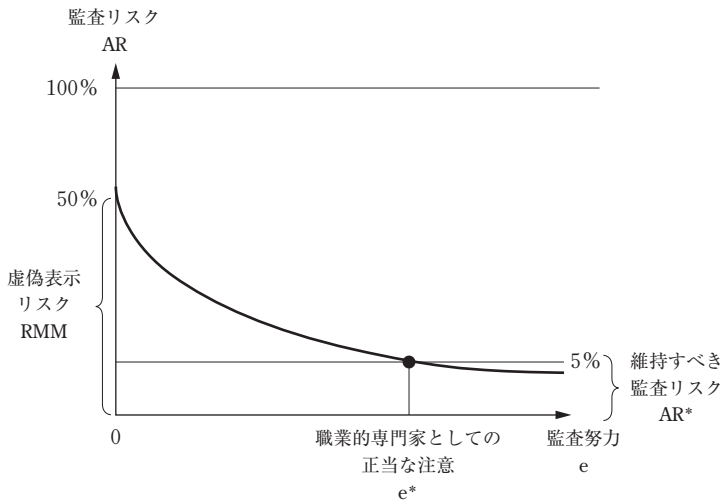
4) ベイズの定理から導出される監査リスクモデル (5) 式が、比例記号によって (6) 式のように表されることは、監査実務上利用されている (3) 式を、維持すべき監査リスク AR と評価された虚偽表示リスク RMM から発見リスク

$$AR \propto DR \times RMM \quad (6)$$

(6)式および発見リスク DR は監査証拠または監査努力を一層払うことにより小さくできることから、監査証拠または監査努力と監視リスク AR の関係は図表2のように示すことができる。

ここで、①虚偽表示リスク RMM は監査努力を全く払っていない場合の監査リスク AR と同じになること、②監査努力を職業的専門家としての正当な注意の程度まで払うことにより、(最低限)維持すべき監査リスク  $AR^*$  が達成できることに注意されたい。

図表2 監査リスクと監査努力の関係



出所：筆者作成

DR を決定し監査努力を決定する指針として用いることを正当化している。

### 3. SAS における合理的保証と職業的懐疑心の受容

#### 3-1 Treadway 委員会報告書の勧告

##### (1) Treadway 委員会報告の公表の背景と概要

1982年以降のコントローラーシップの失敗やこれに伴う監査訴訟に対して、AICPA は危機的状態を打開するために、2つの措置を講じた。第1の措置は、不正な財務報告に関する全米委員会（The National Commission on Fraudulent Financial Reporting：以下、Treadway 委員会）の設置であり（千代田 2014, 181-184頁）、第2の措置は、次項で説明する期待ギャップ監査基準の公表である。

Treadway 委員会（1987）は、公認会計士に対して①不正な財務報告の発見に対する責任を認識すること、②不正の発見能力を高めること、③監査の質を改善すること、④監査の役割を伝達すること、および⑤監査基準の設定過程を検討することの5つの勧告を行った（p. 49, 翻訳57-58頁）。以下では、特に①および③について検討する。

##### (2) 合理的保証と（中立的）職業的懐疑心

Treadway 委員会報告書では、不正な財務報告の発見に対する監査人の責任を識別している。その勧告の内容は以下の通りである。

「勧告： 監査基準審議会は、不正な財務報告に対する公認会計士の責任を改めて明確にする監査基準の改訂を行うために、公認会計士に対して(1)監査にあたって不正な財務報告が行われている可能性を評価するための手続を積極的に採用し、また(2)不正な財務報告の発見について合理的保証を与える試査の方法を考案するように求めるべきである。改訂後の監査基準には、不正な財務報告リスクを評価する場合の指針ならびにかかるリスクが明らかになった場合における不正な

財務報告の発見方法についての指針が示されるべきである。」  
(Treadway 委員会 (1987), p. 50, 翻訳58-59頁, 強調は筆者による)

さらに、同報告書は、SAS 第16号において監査人は不正を発見するための監査計画を編成する義務を負う、との要件が具体的に定められているにもかかわらず、SAS 第16号は、不正を発見するための調査方法についてなんら具体的な指針を示していないことを批判した。その上で、同委員会は不正な財務報告の発見に対する公認会計士の責任についての記述は書き直されるべきであると批判した。具体的には、監査基準には、(1)不正な財務報告リスクの評価と(2)不正な財務報告の発見について合理的保証を提供できる監査計画の編成を求める要件が示されるべきである (Treadway 委員会 (1987), pp. 50-51, 翻訳60-61頁) ことを指摘した。

以上が、財務諸表監査における不正発見に対する合理的保証についての言及であるが、同報告書では(中立的)職業的懐疑心についても言及を行っている。SAS 第16号が、経営者の誠実性を前提とする立場をとっているのに対して、下記のような批判を行った。

「現在の SAS では、誤謬もしくは異常事項の生ずるリスクを個々の勘定科目との関係において監査人が評価しなければならないことが強調されている。また、そこでは、監査人に対して統制環境の評定は求められておらず、それゆえ、監査の結果、経営者の誠実性を仮定することが許されている。しかし、大部分の不正な財務報告に最高経営者が関与していたことが明らかになったことを考えれば、監査人は、経営者の誠実性を当然のこととして監査の前提におくのではなく、**職業的懐疑心を働かせ**、経営者が誠実であるかどうかを確かめるべきである。」(Treadway 委員会 (1987), pp. 50-51, 翻訳60-61頁, 強調は筆者による)

る)

以上のように、Treadway 委員会報告書は、SAS 第16号が採用せず CAR (1978) が採用した（中立的な）職業的懐疑心を保持して監査を実施すべきことを勧告した。したがって、同報告書は、従来の SAS 第16号の立場を踏襲しつつも、監査基準による監査人の責任の拡張を勧告しているといえる。

### 3-2 SAS 第53号における合理的保証と職業的懐疑心の受容

#### (1) SAS 第53号の背景とその概要

1982年以降のコントローラーシップの失敗やこれに伴う監査訴訟に対する Treadway 委員会の設置に続く AICPA の第 2 の対応は、新しい 9 つの SAS の発表であった<sup>5)</sup>。この新 SAS は Treadway 委員会報告書の実践でもあった（千代田 2014, 185頁）。

SAS 第53号「誤謬および不正の発見と報告に関する監査人の責任」は、一般に認められた監査基準に準拠した財務諸表監査の誤謬や不正を見つける独立監査人の責任に関する指針を提供している。SAS 第53号は、誤謬や不正を発見する監査人の能力に影響を与える要因を認識し、正当な注意の行使が、誤謬や不正の可能性を適切に検討させるためにはどうするかを説

---

5) 新たに公表された SAS は、① SAS 第53号「誤謬および不正の発見と報告に関する監査人の責任」、② SAS 第54号「クライアントによる違法行為」、③ SAS 第55号「財務諸表監査における内部統制機構の検討」、④ SAS 第56号「分析的手続」、⑤ SAS 第57号「会計上の見積りに関する監査」、⑥ SAS 第58号「監査済財務諸表に関する報告」、⑦ SAS 第59号「継続企業としての存続能力に関する監査人の検討」、⑧ SAS 第60号「監査中に発見した内部統制機構に関する事項の通知」、および⑨ SAS 第60号「監査委員会への通知」である。

明している<sup>6)</sup>(第1項)。

(2) 合理的保証

SAS 第53号は、SAS 第16号で取り上げられなかった合理的保証と(中立的)職業的懐疑心の概念を採用した。SAS 第53号は、「誤謬または不正の発見に対する監査人の責任」という項目で、以下のように記述している。

「監査人は、誤謬または不正が、財務諸表に重要な虚偽表示が含まれていることの原因となっているリスクを評価しなければならない。この評価に基づいて、監査人は、財務諸表にとって重要である誤謬および不正を発見する合理的保証を提供するように、監査を計画しなければならない。」(5項、強調は筆者による)

以上のように、AICPAは、SAS 第53号においてSASで初めて合理的保証という概念を識別した。SAS 第53号の注釈によると、この合理的保証という概念は、監査実施基準の第三、そして第2節で既述したSAS 第31号「監査証拠」およびSAS 第39号「試査」から認識されたと明記している(注釈2)。

つまり、SAS 第31号「監査証拠」では、合理的基礎を特に監査証拠の十分性の観点から経済的制約によって説明した。SAS 第39号「試査」では、合理的基礎には、① データ全ての検査に要する費用や時間の要因間の関係から生じること、および② データのサンプルを検査することによる結果を基礎として間違った結果が生じる可能性から生まれる「不確実性」を含んでいることを説明している。したがって、SAS 第53号は、監査証拠に

---

6) さらに、SAS 第53号は、財務諸表が監査されている企業の外部と内部の両方の関係者に発見した項目についてコミュニケーションを行う監査人の責任についての指針も提供した(第1項)。

関する合理的基礎概念を監査人の不正に関する責任の限界を示す合理的保証概念として発展させたといえる。

(3) (中立的) 職業的懐疑心

SAS 第53号では、職業的懐疑心において、SAS 第16号から、経営者の誠実性に対する変更があった。SAS 第16号においては、監査人の不正に対する責任として、経営者が誠実であるという前提を置いていたが、SAS 第53号では、監査人の不正に対する責任として、以下のように述べた。

「一般に認められた監査基準に基づく財務諸表監査は、職業的懐疑心をもって計画されかつ実施されなければならない。監査人は、経営者が不誠実であるということも、また疑問の余地のないほど誠実であるということも前提としてはならない。監査人は、財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかを決定するために、観察した状況や入手した証拠、過去の監査から得られた情報等を客観的に評価しなければならない。」(16項、翻訳は、千代田 (2014), 259頁を参考、強調は筆者による)

「経営者は、財務諸表を著しく虚偽表示する方法で取引を記録し、情報を隠蔽するよう部下に命令することができるので、経営者の誠実性は重要である。実証することが難しいアサーションにアプローチする場合、経営者の誠実性に関する要因を検討することの重要性が著しく増大していることを監査人は認識しなければならない。しかしながら、経営者は不誠実であると仮定することは、監査人がこれまで積み重ねた経験と反する。しかも、そう仮定すると、監査人は顧客から入手したすべての陳述を裏付けるために説得力のある証拠を集めることは、不合理で実施不可能である。」(17項、翻訳は、千代田 (2014), 259頁を参考、強調は筆者による)

すなわち、SAS 第53号は、Treadway 委員会の勧告を受け入れて経営者の誠実性を前提としない中立の立場をとった。したがって、SAS 第53号は、SAS 第16号の経営者の誠実性を前提とする立場から、経営者誠実性を前提としない中立の立場をとったため、この意味で監査基準による監査人の責任の拡張が図られている。しかしながら、職業的懐疑心が監査証拠の収集プロセスとの関係、ひいては職業的専門家としての正当な注意や合理的保証概念との関係は不明であった。

### 3-3 SAS 第53号による合理的保証概念の確立

合理的保証は、現在においても監査基準においてその明示的な定義は与えられていないものの (PCAOB 2005)、SAS 第53号の注釈が実施基準第三、SAS 第31号、および SAS 第39号から識別したと記述していることから、その意味内容を検討することができる。

第2節では、SAS 第31号と SAS 第39号から合理的基礎という概念に対応して不確実性があり、この合理的基礎 (ないし不確実性) が監査サンプリングにおけるサンプルサイズによって変動することを説明した。さらに、この関係は、SAS 第47号において監査リスク・アプローチにおける監査リスクと監査努力の関係に拡張された。さらに SAS 第47号は監査意見に監査リスクの存在が暗黙のうちに含まれていることを指摘した (2項)。

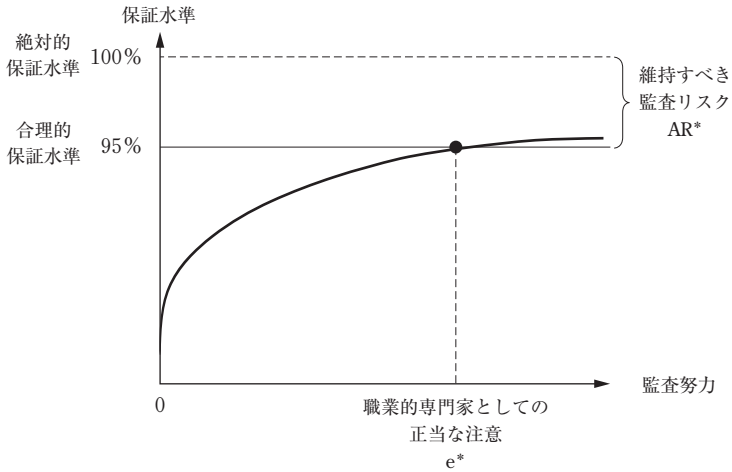
以上の展開を踏まえ、SAS 第53号では、監査意見は合理的保証の概念に基づいているため、監査人は保険会社でなく、監査報告書は補償 (guarantee) を意味するものではないと説明されている (8項)。つまり、図表3のように、監査リスクは保証水準の補数 (complement) であり、(規範性を持つ) 維持すべき監査リスクの補数が合理的保証となる<sup>7)</sup>。

---

7) 監査リスクが保証水準の補数にあるという考え方は、公開企業会計監視委員会 (Public Company Accounting Oversight Board : 以下、PCAOB) の諮



図表3 合理的保証概念



出所：筆者作成

さらに、監査人は、職業的専門家としての正当な注意を行使することで、合理的保証を得ることができる。言い換えれば、合理的な保証を得るために、職業的専門家としての正当な注意を払わなければならない。つまり、監査人は、(a) 監査手続の計画、実施、および結果の評価において正当な注意を払い、(b) 重要な誤謬又は不正が発見されるだろう合理的保証を得るために、適切な程度の職業的懐疑心を行使しなければならない (SAS 第53号 5 項)。

---

問グループが「合理的保証が監査人にとって何を意味するかについては、監査リスクの補数として考えることにより、理解できる可能性がある (Some insight into what reasonable assurance means to the auditor may be gained by recognizing that it is the complement of audit risk.)」と記述するように (PCAOB SAG 2005, p. 4)、一般的な理解といえる。

## 4. AU230による「職業的専門家としての正当な注意」

### 概念の確立

#### 4-1 POB 特別報告書

1980年代後半から1990年代初頭にかけても、アメリカでは多くのコントローラーシップの失敗と監査人に対する訴訟が起こった（千代田 2014, 29頁）。これをうけて1993年、アメリカの公認会計士を監督する機関であるPOBは、特別報告書（以下、POB 特別報告書）を発行した。この特別報告書は、後のSAS第82号による改訂の契機となった。

この報告書は、第5章「監査実施の向上および強化のためのその他の勧告」において、①「経営者不正の発見を強化するための勧告」、②「独立性と専門性の強化のための勧告」、③「財務報告の向上のための勧告」の3つの勧告を行っているが、このうち監査人の責任と強く関係しているのは、①「経営者不正の発見を強化するための勧告」である。具体的には、POBは以下の勧告を行った（POB（1993），p. 43，強調は筆者による）。

「(勧告 V1) 会計事務所は、監査人がより誤謬および不正の発見と報告の責任の指針を提供する監査基準の実施に整合的であることを保証しなければならない。また、会計事務所は、監査人が監査基準によって要求される職業的懐疑心の実施を一層払うことを保証しなければならない。」

「(勧告 V2) 監査基準の設定主体等は、経営者不正の可能性が増加している場合の追加の監査手続を明確化するために、監査人が財務情報に影響を与える経営者不正の可能性を評価することを助けるガイドラインを開発しなければならない。」

このような勧告が行われた理由を千代田（2014）は以下のように分析している。「強化された SAS 第53号が、監査人に対して、重要な誤謬や不正を発見することを合理的に保証するために、経営者による不正が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらすリスクを評価しその評価に基づいて監査を計画し、職業的専門家として適度な懐疑心を持って監査をすることを求めている。しかしながら、監査人は監査基準を徹底して遵守しておらず、また職業的専門家としての適度な懐疑心を持って監査しなければならないという要請にも十分に答えていない、からである」（千代田 2014, p. 30）。

POB 特別報告書は、SAS 第53号で拡張された監査人の責任を批判し、ガイドラインを設定した。したがって、POB 特別報告書は、SAS 第53号に対して「監査基準による監査人の責任の明確化」を勧告しているといえる。

## 4-2 SAS 第82号による職業的専門家としての正当な注意の体系化

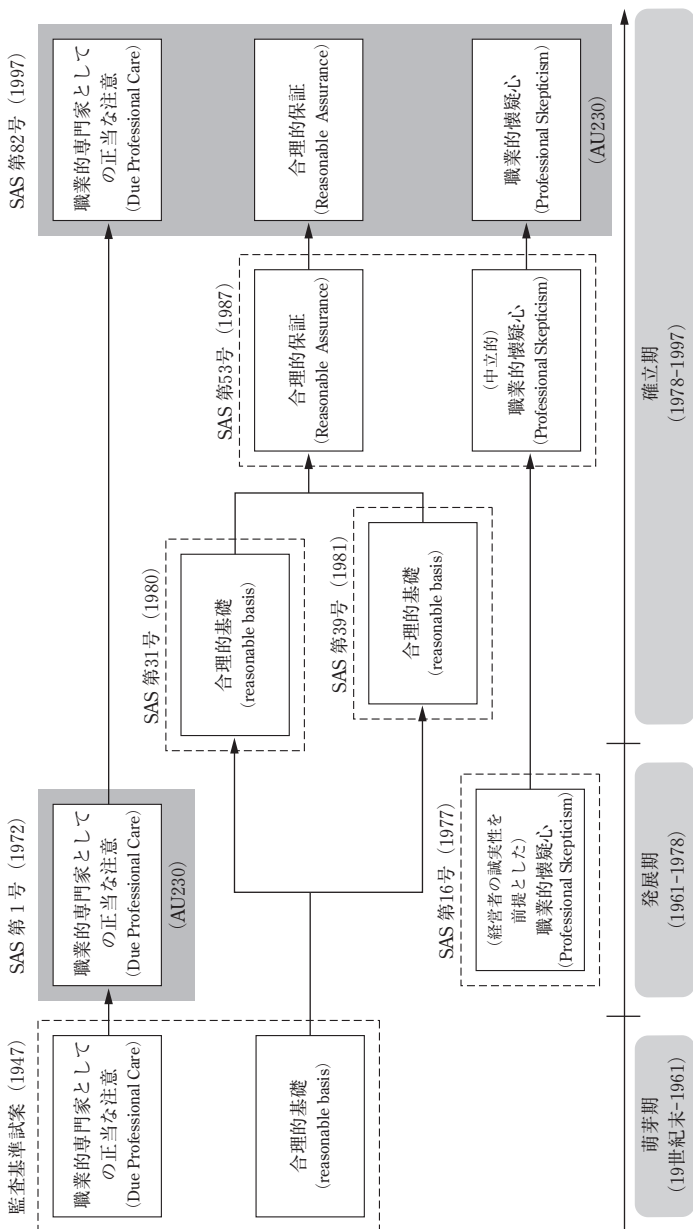
### (1) SAS 第82号の概要

1997年に公表された SAS 第82号「財務諸表監査における不正の検討」は、POB の勧告を考慮し設定された<sup>8)</sup>。つまり、SAS 第82号は、POB 特別

---

8) SAS 第82号は、監査人にその（不正に関する）責任を果たすための指針を提供している。指針には、① 不正とその特徴を記述すること（3-10項）、② 監査人に特に、不正による重要な虚偽表示リスクに対する評価を求めること、および監査人の評価の際に検討する不正リスク要因のカテゴリーを提供すること（11-25項）、③ どのように監査人が評価の結果に対応するかについての指針を提供すること（26-32項）、④ 不正による重要な虚偽表示リスクに関連する監査テストの結果の評価に関する指針を提供すること（33-36項）、⑤ 関連する監査調書の要求事項を記述すること（37項）、⑥ 経営者の不正について、経営者、監査委員会、その他に関連する指針を提供すること（38-40項）が含まれている。

図表4 1997年のAU230の構成とそれまでの発展



出所：筆者作成

報告書を受け入れ、監査基準による監査人の責任の明確化を行った<sup>9)</sup>。

SAS 第82号付録BのAU230「業務実施における職業的専門家としての正当な注意」において、AICPAは、(中立的)職業的懐疑心を明確に定義し、図表4の右端のようにAU230の下に体系化した。AU230において職業的専門家としての正当な注意の下位概念として合理的保証と職業的懐疑心を位置づけている。また、これらのそれぞれの概念についての展開も示している。

## (2) AU230における職業的懐疑心

SAS 第82号のAU230では、(中立的)職業的懐疑心について、明確に定義を明らかにするとともに(7項)、監査証拠および監査プロセスとの関係について示し(8項)、経営者の誠実性についての仮定と監査人の確信度との関係について説明(9項)が規定された(翻訳は石田(1998)を参考として、強調は筆者による)。

7. 職業的専門家としての正当な注意は、監査人に対して、職業的懐疑心を行使することを要求する。職業的懐疑心とは、疑いを持つ姿勢(questioning mind)、および監査証拠への批判的な評価(critical assessment)を含む態度である。監査人は、証拠の収集と客観的評価(gathering and objective evaluation of evidence)を、誠意を持ち誠実に、勤勉に実施するために、公共の会計専門職に求められる知識、技能、および能力を利用する。

---

9) SAS 第82号では、AU110「独立監査人の責任と機能」、AU230「業務の実施における正当な注意」、AU312「監査実施における監査リスクと重要性」が改訂された。SAS 第82号によって、AU230のタイトルは、「業務実施における正当な注意(Due Care)」から「業務実施における職業的専門家としての正当な注意(Due Professional Care)」に変更されている。このタイトル変更にあたって、AU230は内容も大きく改訂されている。

8. 監査証拠を収集し、客観的評価をすることは、監査人に証拠の適格性と十分性を検討することを求める。監査証拠は、監査を通じて収集・評価されるので、職業的懐疑心は、監査プロセスを通じて行使される必要がある。
9. 監査人は、経営者は不誠実であると仮定しないし、また、疑いもなく誠実であるとも仮定しない。職業的懐疑心を行使する際において、監査人は、経営者が誠実であると信じるために、説得的証拠よりも低い心証でもって満足するべきではない。

特に、SAS 第53号においては（中立的）職業的懐疑心が経営者の誠実性についての仮定のみ焦点を当てられていたが、SAS 第82号では経営者が誠実であると仮定するために監査人にバイアスが生じ、説得的証拠よりも低い証拠で満足することが指摘されたことに特徴がある<sup>10)</sup>。監査人はこのバイアスを修正するために客観的になり、監査証拠をさらに収集する。

### (3) AU230における合理的保証

SAS 第82号のAU230では以下のように、合理的保証と絶対的保証について説明し（10項）、重要な虚偽表示の事後的な発見が監査の失敗を意味しないこと（13項）を説明している（翻訳は石田（1998）を参照し、強調は筆者による）。

---

10) 千代田（2014）は、職業専門家としての懐疑心という用語はCARが初めて用いたものであるが、SAS 第82号はそれを上記の7項のように定義し、職業専門家としての正当な注意の基準の中核に位置づけた、と評価している。また、SAS 第16号においては経営者の誠実性を前提としない職業的懐疑心からSAS 第53号では、中立的な懐疑心として識別していたが、SAS 第82号においてこの立場を確認した。さらに、SAS 第82号では、監査証拠との関連で職業的懐疑心を説明することで、その位置づけを明確にしている。

10. 職業的専門家としての正当な注意を行使することにより、監査人は、財務諸表に誤謬または不正のいずれかの原因による重要な虚偽表示が存在しないという合理的保証を得ることができる。絶対的保証は、監査証拠の性質および不正の特質の故に獲得することができない（not attainable）。それ故に、一般に認められた監査基準に準拠して実施された監査は重要な虚偽表示を発見できないかもしれない。
13. 財務諸表に関する監査人の意見は合理的保証を獲得する概念に基づいているので、監査人は保険業者（insurer）ではないし、監査人の報告書は補償（guarantee）でもない。それ故に、財務諸表における誤謬ないし不正による虚偽表示が存在していることの事後的な発見（subsequent discovery）は、それ自体では、(a)合理的保証を獲得することの失敗、(b)不適切な計画、実施、あるいは判断、(c)職業的専門家としての正当な注意の欠如、ないし、(d)一般に認められた監査基準に準拠することの失敗、を立証しない。

特に、絶対的保証が得られないのは、職業的懐疑心を行使することに失敗しているのではなく、監査証拠の性質や不正の特質ゆえに獲得できないことを指摘している。具体的には、不正の特質から生じる限界には、不正検出の監査人の能力および共謀を通じた隠ぺいによって生じる<sup>11)</sup>(12項)。

---

11) AU230の12項では、以下のように規定している。「不正、特に隠ぺいや偽造された文書に係る不正の性格の故に、適切に計画され、実施された監査が重要な虚偽記載を摘発しないかもしれない。例えば、一般に認められた監査基準に準拠して実施された監査において、まれに、当該証拠となる文書の確認付けに専門家として訓練されていない、あるいは、期待されていない監査人によって、そのように文書の確認付けに係ることがある。また、監査手続が、依頼人の職員と第三者との間又は依頼人の経営者と従業員との間の共謀

同様に、監査の限界が、① 試査により発生する限界、② 監査判断によって生じる限界、③ 見積りによって生じる限界からも生じることを説明している<sup>12)</sup>(11項)。

#### 4-3 「職業的専門家としての正当な注意」概念の確立

SAS 第82号では経営者が誠実であると仮定すると、監査人にバイアスが生じることが示唆された。具体的にバイアスのある状態は、経営者が誠実であると信じるために、説得的証拠よりも低い心証をもって満足してしまうことである (AU230 9項)。バイアスがある状態では、バイアスのない状態に比べて、少ない監査努力 (監査証拠) に対して過大に保証水準を認識してしまう。

監査人は、疑いを持つ姿勢をもって、監査証拠へ批判的な評価ないしは客観的に評価することにより、バイアスを修正する。Nelson (2009) は、

---

を通じての隠蔽された意図的な虚偽記載を摘発するには有効ではないかもしれない。」

- 12) AU230の11項では、以下のように規定している。「独立監査人の目的は、意見を形成するための合理的基礎を監査人に与えるために、十分に有効な証拠資料を獲得することである。殆どの証拠の性質は、いくぶんか、監査される資料についての選択された試査の概念から引き出され、その試査の概念は試査される領域及び実施される試査の性質、時期、範囲の両者に関する判断を含む。加えて、判断は、監査上の試査の結果を解釈し、監査証拠の評価を行うのに要求される。良き誠実と忠実をもってしても、判断における失敗と誤謬が為されることがありうる。さらに、会計表示は、会計上の見積り、すなわち、生来、不確定であり、将来事象の結果に依存する測定が含まれる。監査人は、会計上の見積りの合理性を評価するのに、監査実施の完了に先立って合理的に入手可能であると期待されうる情報に基づいて、専門職業としての判断を実施する。これらの諸要素の結果として、大多数の事例において、監査人は確信的よりもむしろ説得的である証拠に依存しなければならない。」



このような不正による重要な虚偽表示リスクの評価を懐疑的判断 (skeptical judgments) と呼び、懐疑的判断に基づいて監査手続を修正すること、または監査証拠を収集することを懐疑的行動 (skeptical actions)<sup>13)</sup>と呼んでいる (Carpenter and Austion 2014, p. 113)<sup>14)</sup>。

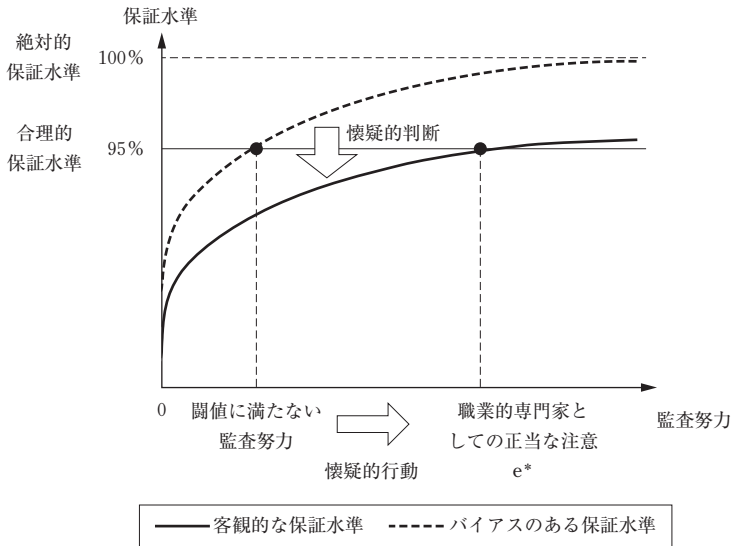
図表5は、このような職業的懐疑心の発揮として行われる懐疑的判断と懐疑的行動を示している。点線による曲線はバイアスのある保証水準、すなわち経営者を誠実だと信じたためにバイアスが生じて、監査人が保証水準を過大に認識してしまっている状態を示している。バイアスは、重要な虚偽表示リスクRMMの過小評価や、監査証拠を過大に信頼してしまうことから生じる。このような状態において監査人は、合理的保証水準に達したと誤って判断するために、職業的専門家としての正当な注意に満たない監査努力で満足する。

---

13) 懐疑的判断を受けて行う懐疑的行動についてSAS第82号は、以下のよう  
に規定している。「不正による重要な虚偽表示のリスクに対する監査人の評  
価に対応する職業的懐疑心の適用を表す具体例として、(a)重要な取引を裏  
付けるために調査すべき文書の種類と範囲の選択において感度を向上させる  
こと (increased sensitivity), (b)重要な事項に関する経営者の説明や表明を  
裏づける必要性に対する認識を向上させること (さらなる分析の手続、文書  
の調査、企業内外の者との議論など) が含まれる (27項)。」

14) Nelson (2009) は、SAS第99号が「推定的懐疑」の視点 (“presumptive  
doubt” perspective) を採用していると解釈し、懐疑的判断と懐疑的行動を  
含む監査業務における職業的懐疑心の決定要因を示すモデルを構築している  
(pp. 2-7)。ただし、このような Nelson (2009) の解釈に従ったとしても、  
(本研究が指摘している) SAS第82号から職業的懐疑心の発揮を懐疑的判断  
と懐疑的行動により説明することが可能になったという見解は正当化でき  
る。なぜならば、SAS第82号においても不正による重要な虚偽表示を識別す  
べきことは、規定されており、識別した不正による重要な虚偽表示に対応す  
る監査手続は例示されているからである。鳥羽 (2017) は、SAS第82号にお  
ける中立的懐疑とSAS第99号における推定的懐疑の違いを職業的懐疑心の  
深度 (depth) に見出している。

図表5 懐疑的判断と懐疑的行動の意義



出所：筆者作成

このような問題を避けるため、監査人は、バイアスのある保証水準から実線による曲線のような客観的な保証水準に修正する。したがって、図表5で示すように、バイアスのある認識を修正することを懐疑的判断と呼び、懐疑的判断による客観的な認識に基づいて、職業的専門家としての正当な注意の水準まで監査努力を追加することを懐疑的行動と考えることができる。

さらに職業的専門家としての正当な注意を行使することにより、監査人は合理的保証を得ることができるが、SAS第82号AU230は、職業的専門家としての正当な注意とは英米法における「合理的な注意及び勤勉さ (reasonable care and diligence)」と同義なことも確認している(5項)。

## 5. おわりに

本稿の目的は、1978年のCAR（1978）の公表後から1997年のSAS第82号の公表までの過程を分析することにより、これらの職業的専門家としての正当な注意概念の意味内容、およびその下位概念との関係を明らかにすることにあった。川端（2021）で示したように、すでに合理的保証と職業的懐疑心という用語はCAR（1978）において示されていた。ただし、その後公表されたSAS第16号では合理的保証という用語は利用されず、職業的懐疑心は経営者の誠実性を前提としていた点でCAR（1978）とは異なる意味内容であった。

第3節では、合理的保証と職業的懐疑心の概念は、1980年代のAICPAによる改革によってSAS第54号に導入されたことを示した。その背景には、第1に、監査証拠を入手する手続および監査リスク・アプローチが1980年代に展開したこと（第2節）、第2に、Treadway委員会報告書による勧告があったことがあげられる。

さらに、第4節では、1990年代にはSAS第82号により、職業的専門家としての正当な注意の下に「合理的保証」概念と「職業的懐疑心」概念に位置づけられたことを示した。この背景には、POB特別報告書の公表があったことを説明した。

米国における1978年から1997年までの過程を分析することにより、本稿では、職業的専門家としての正当な注意概念の意味内容、およびその下位概念との関係を明らかにした。つまり、（英米法における合理的注意と同義である）職業的専門家としての正当な注意を行使することにより、監査人は合理的保証を得ることができる。ただし、保証水準は監査人の認識によって、バイアスが生じる可能性がある。これを職業的懐疑心の発揮により、客観的に判断し（懐疑的判断）、追加の手続をすること（懐疑的行動）が、職

業的専門家としての正当な注意に含まれるといえる。SAS 第82号における職業的専門家としての正当な注意についての基礎的な概念構造は、現在でも基本的に引き継がれている。

以上のように、当時の米国における監査基準設定主体である AICPA において職業的専門家としての正当な注意概念が再解釈されたのは、川端 (2021) で説明されたような監査基準の不備を解消するための一環といえる。ただし、本稿においてこのような監査基準の不備の解消が十分であったか、また監査基準設定主体の適格性については議論していない。したがって、監査基準に記載される「職業的専門家としての正当な注意」がどのように裁判所や行政、ひいては監査報告書利用者に受け入れられるのかについては今後の研究課題としたい。

謝辞：本研究は JSPS 科研費 20K13661 の助成を受けたものです。

## 参考文献

〈日本語文献〉

- 石田三郎 (1998) 「財務諸表監査における監査人の正当な注意水準」『商学論究』 46(2) 1, 1-18頁。
- 石田三郎 (2000) 「財務諸表監査における正当な注意と監査証拠」『産業経理』 60(1), 2-11頁。
- 石原俊彦 (1995) 『監査意見形成の基礎—監査保証論の展開』中央経済社。
- 石原俊彦 (1998) 『リスクアプローチ監査論』中央経済社。
- 伊豫田隆俊・松本祥尚・林隆敏 (2015) 『ベーシック監査論 七訂版』同文館。
- 岡嶋慶 (2018) 『アメリカにおける監査規制の展開：監査基準の形成とエンフォースメント』国元書房。
- 川端千暁 (2018) 「「職業的専門家としての正当な注意」概念の成立過程の研究：米国における19世紀末から1961年までの展開」『商学論究』 66(1), 53-72頁。
- 川端千暁 (2018) 「監査人の法的責任と監査基準の関係：Robert Wooller 社事件の事例研究」『会計』 193(3), 346-356頁。
- 川端千暁 (2021) 「業的専門家としての正当な注意と監査基準の不備の解消：米国

- における1961年から1978年までの史的分析」『商学論究』68(4), 257-271頁。  
児嶋隆(2003)『新版アメリカ監査基準書(SAS)の読み方』中央経済社。  
田中英夫編(2012)『英米法辞典』東京大学出版。  
千代田邦夫(2014)『闘う公認会計士 アメリカにおける150年の軌跡』中央経済社。  
東京大学教養学部統計学教室編(1991)『統計学入門』東京大学出版会。  
鳥羽至英(1983)『監査証拠』国元書房。  
鳥羽至英(1994)『監査基準の基礎(第2版)』白桃書房。  
鳥羽至英(2017)『財務諸表監査における懐疑』国元書房。  
林隆敏(2013)「監査リスクと保証水準に関する一考察」『商学論究』61(1), 97-110頁。  
樋口範雄(2014)『アメリカ不法行為法(第2版)』弘文堂。  
堀古秀徳(2014)『監査人の職業的懐疑心と経営者の誠実性の関係に関する考察』  
「商学研究」68, 19-39頁。  
松尾慎太郎(2015)「財務諸表監査における保証水準の決定要因」『商学論究』62(3), 101-121頁。  
松本祥尚(2005)「わが国証明制度の多様化と保証水準の関係」『現代監査』15, 47-54頁。

〈英語文献〉

- American Institute of Accountants (AIA) (1947). *Tentative statement of auditing standards: Their generally accepted significance and scope*, AIA.  
American Institute of Certified Public Accountant (AICPA) (1972). *Statement on Auditing Standards No. 1, Codification of Auditing Standards and Procedures*, AICPA.  
American Institute of Certified Public Accountant (AICPA) (1977). *Statement on Auditing Standards No. 16, The Independent Auditor's Responsibility for the detection of errors or irregularities*, AICPA.  
American Institute of Certified Public Accountant (AICPA) (1980). *Statement on Auditing Standards No. 31, Evidential Matter*, AICPA.  
American Institute of Certified Public Accountant (AICPA) (1981). *Statement on Auditing Standards No. 39, Audit Sampling*, AICPA.  
American Institute of Certified Public Accountant (AICPA) (1983). *Statement on Auditing Standards No. 47, Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit*, AICPA.

- American Institute of Certified Public Accountant (AICPA) (1988). *Statement on Auditing Standards No. 53, The Auditor's Responsibility to Detect and Report Errors and Irregularities*, AICPA.
- American Institute of Certified Public Accountant (AICPA) (1997). *Statement on Auditing Standards No. 82, Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit*, AICPA.
- American Institute of Certified Public Accountant (AICPA) (2002). *Statement on Auditing Standards No. 99, Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit*, AICPA.
- Carpenter, T.D., and Austin, A.A. (2014). *Fraud and auditors' responsibility*. In *The Routledge Companion to Auditing* (pp. 129-140). Routledge.
- The Commission on Auditors' Responsibilities (CAR) (1978). *The Commission on Auditors' Responsibilities: Report, Conclusion, and Recommendations*, AICPA. (鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組み—見直しと勧告』白桃書房 1990年。)
- National Commission on Fraudulent Financial Reporting, and Treadway, J.C. (1987). *Report of the national commission on fraudulent financial reporting*, The Commission. (鳥羽至英・八田進二 共訳 (1999)『不正な財務報告 結論と勧告』白桃書房。)
- Nelson, M.W. (2009). A model and literature review of professional skepticism in auditing. *Auditing*, 28 (2), 1.
- Porter, B. (2014). The audit expectation gap: A persistent but changing phenomenon. In *The Routledge Companion to Auditing* (pp. 65-75). Routledge.
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) Standing Advisory Group (2005). *Reasonable Assurance*, PCAOB. retrieved from [https://pcaobus.org/News/Events/Documents/10052005\\_SAGMeeting/Reasonable\\_Assurance.pdf](https://pcaobus.org/News/Events/Documents/10052005_SAGMeeting/Reasonable_Assurance.pdf)
- Public Oversight Board of SEC Practice Section (POB) (1993). *In the Public Interest*, POB.
- Public Oversight Board of SEC Practice Section (POB) (2000). *The Panel on Audit Effectiveness, Report and recommendations*, POB. (山浦久司監訳, 児嶋隆・小澤康祐共訳 (2001)『公認会計士監査—アメリカ公認会計士協会・公共監視審査会, 監査の有効性に関する専門委員会報告書』白桃書房。)